

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

重層的支援体制整備事業における相談支援
のあり方に関する提言

袖ヶ浦市地域総合支援協議会 会長 関口 幸一

1 提言

袖ヶ浦市での重層的支援体制整備事業における相談支援の実施方法として、以下の3点を提言します。

- ① 障がい者支援課、高齢者支援課、地域福祉課、子育て支援課の各課において複数の課題を抱えている相談を初めて受け付けた際は、課題が他の課にまたがる場合であっても、ワンストップで対応できるようにする。
- ② 障がい者支援課、高齢者支援課、地域福祉課、子育て支援課の各課において、①の相談についての支援方針を検討する場合に、関係する他課の担当職員が参加できる会議体を設置する。
- ③ ①の相談について、支援に関係する課や外部の機関(福祉事業所職員、民生委員、地域住民等)が非常に多くなることが想定される場合、それらの関係者が全て集まって支援方針を検討する会議体を設置する。

提言①については、相談の内容が他の課にまたがるものである場合であっても、相談者を他の課に案内するのではなく、逆に他の課の職員が相談を受け付けている窓口に来て対応することとし、これを庁内で周知徹底すること、さらに、相談受付時に使用するインテークシートの様式を統一する方法が良いと考えます。

提言②の会議体については、現在障がい者支援課、高齢者支援課、地域福祉課、子育て支援課の各課にて、それぞれ定期的に行われているケース検討会議の前後に臨時で開催するような方法が想定されます。

提言③の会議体については、支援に関係する庁内の課や外部機関が多くなる場合に、臨時で開催するものとします。また、開催時の実施主体は地域福祉課の自立相談支援室とし、関係者への連絡・調整や会議資料の作成は最初に相談を受け付けた課が主担当課としてこれを行う方法が良いと考えます。

提言の内容を開始する時期については、袖ヶ浦市にて令和5年度より始まる重層的支援体制整備事業の移行準備事業を経て、令和6年度中の開始が妥当であると考えます。

2 これまでの経緯

地域総合支援協議会のもとに設置されている実務者会のおとなチームにおいて、最近ひきこもりの状態かつ、障害がある方に関する相談が増加してきていることから、

このような場合の支援の在り方や方法をテーマにして、話し合いを行ってきました。

一方、ひきこもりの状態にある方は、同居の親も支援が必要な高齢者である場合が多いことから、ひきこもりの問題について議論することは、世帯の貧困問題をも含めて複合的な課題を抱えているという 8050 問題について議論することに繋がっていききました。

そこで、令和 3 年度に厚生労働省から通知された、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するという重層的支援体制整備事業を活用することがこの課題の解決、あるいは迅速かつ効果的な支援の実施につながってくるのではないかと、おとなチームでは考えました。

このような経過で、袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業を活用し実施する具体的な方法等について議論し、今回本提言をするに至りました。

3 複数の課題を抱えた相談に対する支援の袖ヶ浦市における現状と課題

現在袖ヶ浦市においては上述のとおり、障がい者支援課、高齢者支援課、地域福祉課、子育て支援課にそれぞれ独自の会議体があり、各課にて個別に対象者への支援を行っています。

しかし、近年の袖ヶ浦市では8050問題や老老介護など、複数の生活上の課題を抱えており、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要な相談が増加している傾向にあります。

袖ヶ浦市の委託による障がい者相談支援事業所がお袖ヶ浦では、障がい者の生活困窮者や、親が障がい者で子育て中の世帯等、複合的な課題を抱えた相談の件数が令和3年度は15件、令和4年度(2月末時点)は28件となっております。

複合的で困難な課題を抱える方たちへの支援ニーズに対しては、単独の課で解決することが難しくなっており、関係する様々な機関や住民等がそれぞれの役割・機能を活かした有機的な連携が重要になっています。

4 提言が実現することで期待される効果

上記提言①のワンストップ対応を実施することにより、相談者が複数の窓口に行く必要がなくなり、重層的支援体制整備事業の中で提示されている包括的相談支援が実現できます。

また、上記提言②と③の会議体を設置することにより、庁内や外部の関係者による支援方針の検討が一体的に行われるようになります。さらに、会議における支援者同士の関わりを通じて、連携が促進される効果も期待され、その点において重層的支援体制整備事業で提示されている多機関協働が実現できます。

上記会議後はそこで打ち出された方針に基づいて複数の支援者による支援が一体的に行われることとなり、かつ、必要があれば長期に渡って継続的な支援が行われることとなります。この点において重層的支援体制整備事業で提示されている継続的支援事業が実現できます。

以上、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備について上記のとおり提言します。